

(1) 中野市空家等対策計画（素々案）について

Q 1. 中野市空家等対策計画において、（空家等の所有者等に対し、）積極的に（専門家等の）あっせんを行うという文言を入れていただきたい。

↓

中野市空家等対策計画（素案）への反映内容

P-9 ○活用が見込まれる空家等の流通促進

市は、活用が見込まれる空家等に関する相談について、空家等の所有者等の要望に応じた専門知識を持つ各種業界団体への紹介などにより、専門家とのマッチングを図ります。

Q 2. 半年に1回窓を開ける程度など、水道や電気の使用を伴わない管理をしている空家等もあるが、そういったものを空家等とみなすのか。電気、水道の2つの使用実態の有無で空家等とみなしてよいのか。

↓

中野市空家等対策計画（素案）への反映内容

P-8 図-7 空家等の調査及び所有者等に対する啓発活動実施までの流れ

状況の記録 ・調査対象（空家等）から外す ⑥所有者等に対する啓発の通知及び今後の意向調査において、使用実態があることが確認できた場合は、調査対象（空家等）から外すパターンを追加。

Q 3. 1ページ（平成26年11月27日号外法律第127号）という表記について、「号外」という表記は不要かと思われる。また、以下、法としている他の計画もみられるので省略できるのではないか。

↓

中野市空家等対策計画（素案）への反映内容

P-1 「(平成26年 11月27日号外法律第127号、以下「法」という。)」を「(平成26年法律第127号、以下「法」という。)」に訂正

Q 4. 8ページ、「2. 空家等化の予防について」という項目ですが、空家等の適正管理に関する周知については1の適正管理の促進についての項目内に入るのではないか。

↓

中野市空家等対策計画（素案）への反映内容

P-8 「2. 空家等化の予防について」内にある「○空家等の適正管理に関する周知」について、「1. 空家等の調査及び空家等の所有者又は管理者による適正管理の促進について」内に移動

Q 5. 10ページの「4. 特定空家等の定義について」特定空家等の判定方法を入れた方がよいのではないか。

↓

中野市空家等対策計画（素案）への反映内容

P-11 5. 特定空家等に対する措置の方針について (1) 特定空家等の判定について を追加。

資料編-2として判定基準を加えたほか、空家等の状況により第三者に対し、著しく影響を及ぼしている、または及ぼすおそれがあるとみられる場合についても特定空家等としての判定を行う。

Q 6. 13~15ページについては、「空家等に対する実施体制」として、まずは、計画は都市計画課で行うこと、続いて、空家等の問題は多岐に渡るので庁内検討委員会を置くこと、最後に市以外の意見を聞くために本協議会を置くという順序が良いと思われる。

↓

中野市空家等対策計画（素案）への反映内容

P-13~15 提案通りに訂正

(2) 市内の空家等の状況について

Q 7. 中野市内でもハクビシンが空家等の屋根の下で繁殖し、農業被害となっている。空家等に住み着くハクビシンの駆除等に対し、農政の方から資金援助的なものはないか。

↓

今後、所有者等に対する空家等の適正管理に関する通知において、鳥獣による農業被害等に関する内容を含めていくこととしたい。

(3) 今後のスケジュールについて

(意見等は特に無し)